

「本庄市立小・中学校の適正規模及び適正配置の基本的な考え方」の作成について

未来を担う子どもたちの健やかな成長のためには、学校教育において確かな学力、豊かな人間性や社会性、健康・体力の知・徳・体をバランスよく育てることが大切であり、学びの効果を十分に発揮できる学校教育の環境づくりが必要です。

学校教育法施行規則第41条及び第79条で、標準的な学校規模は、12学級以上18学級以下とされており、これによると学年の規模は、小学校では2学級から3学級、中学校では4学級から6学級になります。

現在、本市では少子化の進行により、児童生徒数は減少を続け、全17校中1校（本泉小学校）は平成23（2011）年度より休校となっています。なお、今後も、少子化はさらに進行することが予測され、児童生徒数の更なる減少と各学校の学級数の減少が見込まれています。

また、本市の公共施設の約5割（延べ床面積構成比）は学校施設が占めており、かつ、全17校中9校はその主たる施設（校舎や体育館）が建築より40年を超えた建物となっています。

このように、本市の小・中学校は、児童生徒数の減少による小規模化と学校施設の老朽化が同時に進行していることから、教育委員会では、学校施設の適正規模・適正配置の考え方を検討することが急務となっています。

そこで、児童生徒数の減少や学校施設の老朽化に対応しながら、児童生徒がより良い教育環境で学ぶことができるようにするため、本庄市立小・中学校の適正な規模や配置のあり方を定める「本庄市立小・中学校の適正規模及び適正配置の基本的な考え方」を作成するものです。

1. 国の動向

（1）「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」

文部科学省は、平成27（2015）年1月に「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引（以下、手引という）」を策定しました。

この手引は、各市町村が教育的な視点から少子化に対応した活力ある学校づくりに向け、学校規模の適正化や小規模校の充実策等について検討する際の基本的な方向性や考慮すべき要素、留意点等を取りまとめたものです。

【手引のポイント1】

少子化の進展が予想される中、望ましい規模を小学校は全学年でクラス替えができる「1学年2学級以上」、中学校は教科担任が学習指導できる「9学級以上」とする。

【小・中学校の適正規模に関する国の考え】

小学校・・・各学年2学級～3学級（全学年合計12学級～18学級）

※1学年2学級以上

中学校・・・各学年4学級～6学級（全学年合計12学級～18学級）

※学校全体で少なくとも9学級以上

【手引のポイント 2】

「学校の適正配置」として、従来の通学距離について、小学校で4 km以内、中学校で6 km以内という基準は引き続き妥当としつつ、スクールバスの導入等で交通手段が確保できる場合は「おおむね1時間以内」を目安とするという基準を設定。ただし、体力低下、家庭学習時間の減少など、通学時間が長くなることに伴う課題を一定程度解消できることを前提とする。

【小・中学校の適正配置に関する国の考え】

小学校・・・通学距離は概ね4 km以内であること

中学校・・・通学距離は概ね6 km以内であること

【手引のポイント 3】

現時点で12～18学級の標準的な規模である学校についても、少なくとも今後10年以上の児童生徒数の動向を踏まえ、児童生徒数の減少による教育条件の悪化や教育課題の顕在化が不可避であることが明らかな場合には、地域の将来像を全体的に構想する中で、時間的な余裕を持って学校統合の適否に係る検討を始めることが有用である。

なお、手引で示された「学校規模の標準を下回る場合の対応の目安」は、「各市町村が学校統合の適否を検討する際の一つの参考として示すものであり、実際の判断については、学校設置者である各市町村が地域の実情に応じたきめ細かな分析に基づいて行うべきもの」とされています。

また、「各市町村においては、学校規模の適正化やそれが困難である場合の小規模校の充実策等に関し、保護者や地域住民と丁寧な対話を通じて合意形成を図りつつ、地域の実態を踏まえた方針や基準を定め、具体的な検討を進めていくことが期待されます。」とされています。

(2) 学校教育法等の改正

平成27(2015)年6月に学校教育法の一部が改正され、平成28(2016)年4月1日から、学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、現行の小学校及び中学校に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う「義務教育学校」が新たな学校の種類として設けられました。

この義務教育学校では、一人の校長の下、一つの教職員組織が置かれ、義務教育9年間の系統性を確保した教育課程を編成した特色ある取組が行えるようになりました。

(3) 学習指導要領の改訂

平成29(2017)年3月に小学校及び中学校の学習指導要領が改訂され、小学校は令和2年度から、中学校は令和3年度から全面実施されています。

改訂された要領では、知・徳・体にわたる「生きる力」の育成を目指し、全ての教科等を、実際の社会や生活で生きて働く「知識・技能の習得」、未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」、学んだことを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の三つの力をバランスよく育むとしています。

(4) 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正

令和3（2021）年3月に公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部が改正され、令和3（2021）年4月1日から、学級編制の標準が引き下げられました。

この改正により、小学校の学級編制の標準が現行の40人（第1学年は35人）から35人に引き下げられ、令和3年度から令和7年度までの間に、小学校第2学年から第6学年までが段階的に1学級35人編制となります。

2. 学校規模について

(1) 本市の現状

令和4年4月1日時点の市内各小・中学校の児童生徒数は、以下のとおりとなっています。

なお、小学校では、12校中6校が1学級のみのある学年がある状況となっています。

小学校別 児童・学級数	児童数	学級数	うち 複式
本庄東小学校	614	17	
本庄西小学校	273	12	
藤田小学校	85	6	
仁手小学校	60	5	1
旭小学校	255	10	
北泉小学校	428	14	
本庄南小学校	448	13	
中央小学校	560	18	
児玉小学校	449	13	
金屋小学校	237	8	
秋平小学校	100	6	
共和小学校	171	6	
計	3,680	128	1

中学校別 生徒・学級数	生徒数	学級数	うち 複式
本庄東中学校	398	12	
本庄西中学校	311	9	
本庄南中学校	622	16	
児玉中学校	478	12	
計	1,809	49	0

※網掛け：1学級のみのある学年がある小学校

(2) 小規模校のメリット・デメリット

小・中学校が小規模校となった場合、学校運営や教育活動等に様々な影響を及ぼすと考えられます。以下に、児童生徒側、教職員側、保護者側に分け、小規模校のメリットとデメリットについてまとめました。

【小規模校のメリット】

児童生徒側	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒相互の人間関係が深まりやすい ・異学年間の縦の交流が生まれやすい ・学校行事等において子ども一人一人の活躍する場が多くなる
教職員側	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒一人一人の理解をはじめ、学習状況や学習内容の定着状況を的確に把握でき、きめ細かな指導が行いやすい ・全教職員の意思疎通が図りやすく、相互の連携が密になりやすい ・学校が一体となって活動しやすい ・施設、設備の利用時間等の調整がしやすい ・保護者や地域社会との連携がとりやすい
保護者側	<ul style="list-style-type: none"> ・学校や地域社会との連携がとりやすい

【小規模校のデメリット】

児童生徒側	<ul style="list-style-type: none"> ・日々の学校生活の中で、多様な考え方や価値観に出会い、社会性や協調性、コミュニケーション能力を伸ばす機会が限られる ・クラス替えが困難なため、人間関係の固定化や男女比の偏りが生じやすい ・クラブ活動・部活動等の設置が限定され、選択の幅が狭まりやすい
教職員側	<ul style="list-style-type: none"> ・組織的な体制が組みにくく、指導方法等に制約が生じやすい ・教職員数が少ないため、経験、教科、特性等の面でバランスの取れた配置を行いにくい ・学年別や教科別の教員同士で、学習指導や生徒指導等について相談・研究・切磋琢磨する環境が作りにくい ・一人が複数の校務分掌を担当するため負担が大きくなる
保護者側	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA活動等における保護者一人一人の負担が大きくなる

(3) 複式学級について

「複式学級」とは、異なる学年の児童・生徒を1つの学級に編制した学級のことです。

なお、文部科学省では、学級編制の考え方を「原則として学級は同学年の児童生徒で編制するもの」としていますが、「ただし、児童生徒数が著しく少ないか、その他の特別の事情がある場合においては、数学年の児童生徒を1学級に編制することができる」としています。

また、小学校では、二つの学年の児童で編制する学級を16人（ただし、第1学年児童を含む場合は8人）、同様に中学校では8人を標準として、都道府県教育委員会がその基準を定めています。ただし、児童生徒の実態を考慮し、特に必要があると認める場合については、標準を下回る人数で学級を編制してもよいとされています。

【参考：埼玉県令和2年度学校基本調査 結果】
小学校・・・学校数：814校（国立1校・公立808校・私立5校）
学級数：13,498学級（うち複式学級数：32学級）
中学校・・・学校数：448校（国立1校・公立416校・私立31校）
学級数：6,101学級（うち複式学級：1学級）

3. 教員配置数について

文部科学省で定める小・中学校の教職員定数は以下のとおりです。

校長定数・・・学校数×1人
教頭及び教諭等定数・・・
学級数に応じて、必要となる学級担任、教科担任の教員数を考慮して、学校規模ごとに学級数に乗ずる率を設定。
例えば、3学級の中学校には9人の教員（校長を含む。）が配置できるよう計数を設定している。

4. 今後のスケジュール

【本庄市公共施設等マネジメント推進審議会 部会開催予定】

- 第2回 令和4年 9月1日（木）
- 視察（仁手小学校、本庄東小学校）
 - 本市の小・中学校の現状について
- 第3回 令和4年11月21日（月）
- 保護者・教員アンケート結果について
 - 適正規模・適正配置の基本的な考え方（案）について
- 第4回 令和4年12月26日（月）
- 適正規模・適正配置の基本的な考え方（案）について
- 第5回 令和5年 1月16日（月）
- 適正規模・適正配置の基本的な考え方（案）について
- 第6回 令和5年 2月 8日（水）
- 適正規模・適正配置の基本的な考え方（案）について

※状況に応じて開催回数が増減する可能性があります。